

I. 抗告訴訟

1. 取消訴訟の原告適格

(1) 基本的な考え方

- (a) 法律上保護された利益説
- (b) 保護に値する利益説
- (c) 原告適格の訴訟法的理解 ie. 訴訟追行の利益として構成

(2) 「法律上の利益」の「法律」

- (a) 根拠規定から根拠法律へ・・・長沼ナイキ訴訟判決（最判昭和57年9月9日民集36巻9号1679頁・百選Ⅱ212事件）
- (b) 法律の明文に加えて法律の合理的解釈・・・伊達火力事件判決（最判昭和60年12月17日判時1179号56頁）
- (c) 法律から法体系へ・・・新潟空港訴訟判決（最判平成元年2月17日民集43巻2号56頁・百選Ⅱ201事件）

(3) 都市計画法の開発許可、森林法の林地開発許可をめぐる裁判例の動向

(a) 1990年代半ばからの下級審裁判例の変化

(b) 川崎マンション事件判決（最判平成9年1月28日民集51巻1号250頁）

都市計画法33条1項7号（崖崩れのおそれがある土地については安全上の措置が講じられる設計であることを要求）は住民の生命・身体の安全を個別的利益として保護する趣旨。

(c) 山岡町ゴルフ場事件判決（最判平成13年3月13日判時1747号81頁）

森林法10条の2第2項の災害要件（1号）と水害要件（1号の2）について個別的利益保護性を承認。

(4) 平成16年行訴法改正の意義

9条2項の効果 ⇨ 小田急訴訟最高裁判決・最大判平17・12・7民集59巻10号2645頁

(5) 団体の原告適格

団体固有の利益の要求 ⇨ 客観訴訟としての団体訴訟の提唱

(6) 行訴法10条1項の主張制限との関係

(a) 新潟空港訴訟判決

(b) 川崎市マンション事件差戻審判決（横浜地判平成11年4月28日判タ1027号123頁）

都市計画法33条1項7号違反を主張した周辺住民の原告適格は認められたが、33条1項14号違反を主張することは許されなかった。

(c) 原発訴訟で主張できる違法事由

2. 義務付け訴訟

(1)東京女学館訴訟（2005年5月9日に提訴。2005年5月10日朝日新聞）

(2)私人の積極的地位と行政介入請求権

(a)行政に対する私人の地位

防御的地位、受益的地位、積極的地位、手続的地位

（塩野宏『行政法Ⅰ [第4版]』[有斐閣、2005年] 第3部第1章）

(b)積極的地位＝行政介入請求権の承認を阻むもの

①反射的利益論・・・行政の権限行使は一般的な公益を追求するために認められているもので、個人の利益が守られるのは公益追求の反射でしかないという考え方。今日では、公益と個人的利益は截然と分離されるものではなく、個人的利益の総和が公益を成すという面があるとして、この考え方は一般論としては支持されていない。

（原田尚彦『行政法要論 全訂第6版』[学陽書房、2005年] 98頁）

②権利と裁量の対抗関係・・・行政は、法律によって付与された規制権限につき、それを行行使するかしないかの裁量、すなわち効果裁量を有する（便宜主義）ことが多い。その場合は、行政に権限を行行使する義務があるとは言い難い。裏から言えば、行政の介入を求める私人の権利を観念しづらいということである。

(c)平成16年行訴法改正の意義

2種類の義務付け訴訟の法定。そのうちの直接型義務付け訴訟は私人の積極的地位を前提にしたものであると説明されている（塩野・前掲書333頁）。

(3)平成16年の行政事件訴訟法改正に至るまで

(a)ドイツの帯鋸事件判決

(b)レディミクストコンクリート製造施設事件判決（東京地判平元・2・20判タ715号128頁）

(c)国立マンション訴訟判決（東京地判平成13・12・4判時1791号3頁）

(4)直接型義務付け訴訟の要件

(a)訴訟要件（行政事件訴訟法37条の2第1項）

①一定の処分がされないことにより重大な損害を生じるおそれがあること。

②その損害を避けるため他に適当な方法がないこと。

③直接型義務付け訴訟は、行政庁が一定の処分をすべき旨を命ずることを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り提起することができる（37条の2第3項）。

(b)本案勝訴要件（37条の2第5項）

(5)処分の特定の必要性

抽象的義務付け判決の可能性

3. 差止訴訟

(1)訴訟要件：37条の4第1項から第4項

(2)本案勝訴要件：37条の4第5項

大阪地判平成 18 年 2 月 22 日判タ 1221 号 238 頁（堺市・産業廃棄物処分業許可の差止請求事件）

(3) 仮の差止め（37 条の 5 第 2 項）

大阪地決平成 17 年 7 月 25 日判タ 1221 号 260 頁・判例地方自治 275 号 17 頁（堺市・産業廃棄物処分業許可の仮の差止申立事件）

「(当該施設において産業廃棄物が適正に処理されなかった場合に生じる産業廃棄物の飛散、流出、地下への浸透、悪臭の発散または排ガス、排水、騒音、振動等により直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲において) 生活する者は、都道府県知事が廃棄物処理法 14 条 6 項に基づく許可をしてはならない旨を命ずるにつき法律上の利益を有する者として、当該許可の差止めの訴えの原告適格および当該訴えを本案とする仮の差止めの申立て適格を有するものというべきである。」

II. 公法上の当事者訴訟

確認訴訟の明記

III. 住民訴訟

1. 住民訴訟とは

(1) 客観訴訟

機関訴訟と民衆訴訟、民衆訴訟の一例としての住民訴訟（自治法 242 条の 2）

(2) 制度の意義と特色

- (a) 本来は財務会計行為の統制手段だが、原因行為について間接統制機能を果たす。
- (b) 住民なら誰でも原告になれる。
- (c) 住民監査請求（自治法 242 条）の前置
- (d) 平成 14 年改正

(3) 環境事件と住民訴訟

(a) 消極論

環境法に違反する開発事業に伴う公金支出の責任を財務会計職員にすべて負わせることは制度の在り方として不合理。抗告訴訟制度の不十分さは抗告訴訟制度の改革として対応すべし。

（曾和俊文「住民訴訟制度改革論」法と政治 51 巻 2 号（2000 年 6 月）159 頁）

(b) やんばる訴訟について

- 訴訟形式の選択に関する弁護団の考え方
- 住民訴訟の損害論

IV. 国賠訴訟

1. 公権力行使の不作为

(1) 考察の出発点

宅建業免許事件（最判平成元年 11 月 24 日民集 43 卷 10 号 1169 頁＝百選Ⅱ・第 5 版 223 事件）

(2) 反射的利益論の克服

スモン訴訟、クロロキン訴訟など。

(3) 作為義務の導出

(a) 裁量零収縮論 (Ermessensreduzierung auf Null)

行政便宜主義・効果裁量 ⇒ 効果裁量の否定＝作為義務への転化

要件＝重大な法益侵害の危険の損害、予見可能性、結果回避可能性、期待可能性
水俣病関西訴訟の控訴審判決（大阪高判平成 13 年 4 月 27 日判時 1761 号 3 頁）

国の責任＝水質二法（水質保全法、工場排水規制法）上の権限の不行使

「明らかに水質保全法 5 条の要件（公共用水域のうち、当該水域の水質の汚濁が原因となって関係産業に相当の被害が生じ、若しくは公衆衛生上看過し難い影響が生じているもの又はそれらのおそれがあるもの）に該当する公共用水域が存在し、また指定水域の指定とともになされるべき当該指定水域に係る水質基準の設定にも格別の技術的困難がなく、かつ重大な損害あるいは衛生上の危険など、指定、設定の必要が顕著であるなどの事情が認められる場合であるにもかかわらず、・・・指定水域の指定をせず、水質基準の設定をしないことは、個々の国民との関係において、法的義務の不作为と評価され、国賠法上違法と評価される場合もあり得るといふべきである。

(b) 消極的裁量濫用論

宅建業免許事件最高裁判決

関西水俣病最高裁判決（最判平成 16 年 10 月 15 日民集 58 卷 7 号 1802 頁、判時 1876 号 3 頁＝行政判例百選Ⅱ・第 5 版 226 事件）